

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

株式交換に伴う貸借融資銘柄の選定取消し等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今般当社は、標記の件について下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借融資銘柄の選定取消し

(東京証券取引所市場分)

サーラ住宅(株) 株式 (1405)

選定取消日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

2. 上記 1. により選定取消しを行う銘柄に係る貸借取引の取扱い

次のいずれかを貴社に選択していただきます。

- ① 選定取消しを行う銘柄（表記載の甲。以下「甲」という。）について、東京証券取引所における売買最終日となる 6 月 27 日（月）までに返済の申込みを行う。
- ② 甲について、選定取消日以降も貸借取引残高を継続し、株式交換の日となる 7 月 1 日（金）において交換比率に応じて読み替えた親会社株式（表記載の乙。以下「乙」という。）の貸借取引残高とする（「残高継続の取扱い方法」は以下のとおり。）。

[残高継続の取扱い方法]

- イ. 申込最終日となる 6 月 27 日（月）においては、甲に係る「顧客取引分」および「自己取引分」の貸借取引残高がそれぞれ最低単位株数（甲の貸借取引残高を継続する場合の最低単位株数。）の整数倍となるように調整する申込みを行ってください。当該申込み後の継続残高については、株式交換の日の前営業日（約定日）まで返済申込みの受付は行わず、当該期間の貸借値段については甲の申込最終日の貸借値段を適用します。
- ロ. 株式交換の日（約定日）においては、上記イ. による継続残高について、交換比率に応じて株数の読み替えを行い、同日の乙の貸借値段を適用します。当該読み替え後の株数に乙の貸借値段を乗じて算出した貸付金の金額と前日の継続残高に係る貸付金の金額との差額については、株式交換の日から起算して 4 営業日目の日となる 7 月 6 日（水）（決済日）に更新差金として授受します。
- ハ. その他の取扱いは、他の貸借融資銘柄と同様とします。

(表)

完全子会社となる会社株式 (甲)	申込最終日	選定取消日	親会社株式 (乙)	株式交換の日 交換比率	甲の貸借取 引残高を継 続する場合 の最低単位 株数
	売買最終日	上場廃止日			
サーラ住宅(株) 株式 (1405) 東京証券取引所市場分 貸借融資銘柄 (売買単位：100株)	平成28年 6月27日	平成28年 6月28日	(株)サーラコーポレーション 株式 (2734) 東京証券取引所市場分 貸借銘柄 (売買単位：100株)	平成28年 7月1日 甲1株につき 乙1.30株	1,000株

3. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

サーラ住宅(株) 株式 (1405)

選定取消日 平成28年6月28日 (火)

担保として差入中の上記株式につきましては選定取消日の前営業日までに引き出してください。

以 上